



「労働組合」と「社友会」何が違うの？

違い① 「労働組合」は憲法・労働諸法制で活動が保証された組織。
「社友会」は何の保証もない有志の会組織。

	労働組合（東労組）	社友会
労働者と会社による「 団体交渉権 」 労働条件の維持・交渉のために労使で議論する権利	あり 憲法28条 労働組合法で保証	なし 憲法や法律に何も定めがない
使用者【会社】側の「 誠実交渉義務 」 労働者側の申し入れに対して、回答を示し、その根拠の具体的な説明や必要な資料の提示を行うなど、団体交渉に誠実に応じる使用者側の義務。 ※正当な交渉拒否理由がある場合は除く	あり 労働組合法第7条2号で保証 裁判における判例にも基づく	なし 使用者【会社】側に申し入れや団体交渉に応じる義務はない
「 労働協約 」による労働者保護 労働者の保護を主目的に、雇用などの労働条件を定めた、労働者側と使用者側の約束	あり 組合員は就業規則よりも法律上の効力が強い「 <u>労働協約</u> 」が適用される	なし 労働協約が原則適用されないため、就業規則が適用

労働組合は団体交渉で会社と対等に議論出来るが、社友会は会社と対等に議論する場はありません

違い② 労働組合(東労組)と会社で締結した「労働協約」は、
組合員に適用され保護される。
社友会は「労働協約」を締結できないため、
社友会会員には「労働協約」は適用されない。

【労働協約の一例】

- 経営上の理由による解雇の場合にはJR東労組と協議＝組合員の安易な解雇を防ぐ
- 出向の期間は原則3年以内＝本人希望にそぐわない長期の出向を防ぐ

労働協約が適用されない「社友会」で社員や家族の生活を守れるのでしょうか？

社友会の勧誘でお困りの方・社友会に加入し悩んでいる方はぜひ私たちに相談ください！